

事例番号:360074

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 5 日

8:55 破水のため入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 6 日

1:30 陣痛開始

8:07 頃- 胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈出現

9:16 頃- 胎児心拍数陣痛図で反復する軽度遅発一過性徐脈出現

10:35- 微弱陣痛のためオキシトシン注射薬による分娩促進開始

11:09 頃- 胎児心拍数陣痛図で子宮頻収縮出現

14:34 吸引娩出術を 2 回実施し終了

14:40 経膣分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 6 日

(2) 出生時体重:4600g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.69、BE -26.3mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク、胸骨圧迫)

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 4 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名、小児科医 3 名

看護スタッフ:助産師 3 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、子宮頻収縮による子宮胎盤循環不全および臍帯圧迫による臍帯血流障害の両方の可能性がある。

(3) 胎児は、妊娠 38 週 6 日の分娩第 1 期後半より低酸素の状態となり、その状態が出生まで進行して低酸素・酸血症に至ったと考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 38 週 5 日の妊産婦からの電話連絡への対応(破水感の訴えに対し受診を指示したこと)および受診後の対応(内診、羊水診断薬、分娩監視装置装着)は、いずれも一般的である。

(2) 妊娠 38 週 6 日 10 時 35 分に微弱陣痛のためオキシトシン注射液による陣痛促進を開始したことは、一般的である。

(3) 妊娠 38 週 6 日 10 時 35 分のオキシトシン注射液の開始時投与量(リンゲル液 500mL にオキシトシン注射液を 5 単位溶解したものを 20mL/時間で開始)および 14 時 15 分までの増量法(20mL/時間ずつ増量)は、いずれも基準を満たしていない。

- (4) 陣痛促進に関する同意取得方法(文書による説明・同意)は一般的である。
- (5) オキシトシン注射液投与中の分娩監視方法は一般的である。
- (6) 妊娠 38 週 6 日 11 時 9 分頃から子宮頻収縮を認める状況でオキシトシン注射液(リソゲル液 500mL にオキシトシン注射液を 5 単位溶解したもの)を 11 時 35 分以降増量したことは基準を満たしていない。
- (7) 妊娠 38 週 6 日 14 時 32 分に児頭下降不良のため吸引娩出術を実施したことについては、当該分娩機関が胎児心拍数と判読したのであれば、同時刻まで吸引娩出術を実施せず経過をみていたことは一般的ではない。
- (8) 吸引娩出術の要約(子宮口全開大、Sp±0cm)と実施方法(吸引 2 回)はいずれも一般的である。
- (9) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫)は概ね一般的である。
- (2) 新生児仮死のため高次医療機関 NICU に搬送したことは、一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 子宮収縮薬(オキシトシン注射液)の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則した使用法が勧められる。
- (2) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則して子宮収縮の評価を含めた胎児心拍数陣痛図の判読と対応を習熟することが勧められる。
- (3) 事例検討を行うことが勧められる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

- (4) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】 胎盤病理組織学検査は、重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

- (5) 観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】 本事例は妊娠 38 週 5 日の電話連絡について、実際に電話連絡を受けた時刻(7時40分以前)が記載されていなかった。妊産婦に関する観察事項等は、詳細を記載することが重要である。

(6) 胎児心拍数と母体心拍数に注意して、胎児心拍数陣痛図を観察することが望まれる。

【解説】 本事例では、母体心拍を胎児心拍と判断している時間帯があった。母体頻脈などでは胎児心拍数と母体脈拍数の区別がつきにくい場合があることから、細変動の形状や波形の連続性などに注意しながら、超音波断層法による胎児心拍数の確認や、触診による母体の脈拍数の測定により両者の比較を行うなどして、確実に胎児心拍数を記録することが重要である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。